

消防機器保守業務内容

(目的)

消防法（昭和23年法律第186号）第17条の規定に基づく消防用設備のうちの該当設備が消防法第1条の技術上の基準に適合しているかどうか、機能が十分発揮できるかどうかを確認するための点検。

(対象物)

飛島村ふれあいの郷（敬老センター、シルバー人材センター、社会福祉協議会）
海部郡飛島村竹之郷地内
鉄骨造 平屋
延べ床面積 3,288.827㎡

(点検実施期間)

総合点検（避難訓練含む）及び機器点検、防火設備対象物点検 年間。

(点検内容)

総合点検（消火器 1回、誘導灯 1回、自動火災報知設備 1回 ※避難訓練含む）、
機器点検（消火器 1回、誘導灯 1回、自動火災報知設備 1回）、防火設備対象物点検。

(消防設備点検項目)

消火器、自動火災報知設備、火災通報設備、非常放送設備、誘導灯設備。
※書類作成費及び消防書類申請費含む。
※防火設備対象物点検は、総合点検時に行うものとする。
※避難訓練は、総合点検時に実施するものとする。

(仕様)

- (1) 点検作業は、昭和50年消防庁告示第14条による消防用設備の点検基準に従い行う。
- (2) 点検作業を完了したときは、速やかに昭和50年消防庁告示第3条による消防用設備等点検結果報告書及び昭和50年消防庁告示第14条による点検表に必要事項を記入の上各2部提出する。
- (3) 点検業務の従事者は、設備の種類ごとに点検を行うことが出来る有資格者をあてる。
- (4) 点検作業の再発見された不良箇所、不良機器等については、その都度連絡し指示を待って措置する。
- (5) 防火対象物定期点検報告書の作成。

(誘導灯修繕)

- (1) B級 BH形 LED 誘導灯 片面 (FA40312C LE1) 1台
- (2) B級 BL形 LED 誘導灯 片面 (FA20312C LE1) 4台
- (3) B級 BL形 LED 誘導灯 天井埋込型両面 (FA20362C LE1) 1台
- (4) C級誘導灯 天井埋込型片面 (FA10352C LE1) 1台
- (5) 避難口表示灯 (FK20300) 1枚
- (6) 避難口表示灯 (FK10350) 1枚
- (7) 通路表示板 右矢印 (FK20317) 3枚

- (8) 通路表示板 両矢印 (FK20318) 1 枚
- (9) 通路表示板 両面 (FK20386) 1 枚
- (10) 誘導灯蓄電池 (FK734) 1 個
- (11) リニューアルプレート (FK21747C) 2 枚
- (12) 機器取付工事費 1 式
- (13) 調整及び試験費 1 式
- (14) 消防書類申請及び作成費 1 式
- (15) 消防検査立会試験費 1 式
- (16) 諸経費 1 式